

告 示

埼玉県告示第九百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年八月二十四日認可した。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

南畑土地改良区

二 事務所所在地

富士見市